

倉敷市市有墓地使用者募集要領

市有墓地の利用者を次のとおり募集します。

1 墓所の区画数、使用料等

名 称	面積(m ²)	墓所数(区画)	使用料(円)
大 向 山 墓 地	4	43	48,000

※ 今回募集する区画は、返還のあった区画の再募集です。

2 申請の条件

- ・ 申請は1人について1区画です。
既に市有墓地の使用を許可されている方は申し込みできません。
- ・ 市内に住所があることが必要です。
- ・ 使用期間は20年間です。期間満了時に更新できます。
- ・ 使用料は20年分の金額で前納です。

3 申請から使用許可までの手続き

- ・ 申請（受付）期間
令和7年7月1日（火）から令和7年7月22日（火）まで
- ・ 申請方法
児島支所市民課環境衛生係へ所定の申請書に必要書類を添えて申請してください。
- ・ 利用者の決定方法
申請者数が募集区画数を超えた場合は、必要緊急性のある人（自宅に遺骨がある人及び遺骨を寺院等に預けている人）を利用決定します。また、必要緊急性のある人が募集区画数を超えた場合、抽選により決定します。この場合、必要緊急性のない人は抽選に参加することなく利用できなくなります。
- ・ 使用する区画については抽選により決定します。
- ・ 抽選会の日時・会場については、申請受付終了後に通知します。
- ・ 利用者・区画の決定後、使用料納付確認次第、墓地使用許可証を交付します。

4 墓地使用時の注意事項

- ・ 納骨について

納骨するときは、墓地使用許可証に火葬許可証又は改葬許可証を添えて届け出を
してください。

- ・ 許可の取り消し

次の場合、使用許可を取り消すことがありますので注意してください。

- (1) 許可を受けた日から3年以内に使用しないとき。
- (2) 使用者が死亡した日から起算し2年を経過しても祭祀を承継する者がいないとき。
- (3) 使用者が住所不明となって5年を経過したとき。
- (4) 使用者が使用場所を転貸したとき。
- (5) 使用者が許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (6) 倉敷市墓地条例またはこれに基づく命令に違反したとき。

- ・ 墓地が不要になったとき

市有墓地返還届に墓地使用許可証を添えて届け出てください。

使用料は、年割額を計算してお返しします。

- ・ その他不明な点についてのお問い合わせ先

児島支所市民課環境衛生係 TEL 086-473-4546

環境政策部環境衛生課 TEL 086-426-3361